

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和6年3月8日(金)

開会 午前 9時00分

閉会 午後 2時00分

出席者 委 員 委員長 白石幹男

川田俊介 浅野貴之 内海まさかず

青木一男 松本喜一 梅澤米満

議 長 中島克訓

傍聴者 小太刀孝之 市村隆 雨宮茂樹

小平啓佑 大浦兼政 針谷育造

古沢ちい子 大谷好一 小久保かおる

天谷浩明 針谷正夫 広瀬義明

氏家晃 福田裕司 大阿久岩人

小堀良江 関口孫一郎

事務局職員 事務局長 白井一之 議事課長 森下義浩

課長補佐 佐藤優 主査 村上憲之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	大豆生田	雅	志
保健福祉部長	首長	正	博
子ども未来部長	小川		稔
市民生活課長	茅原	節	子
交通防犯課長	高久	一	典
保険年金課長	臼井		司
環境課長	福田	欽	也
環境課斎場整備室長	安塚	欣	也
クリーン推進課長	糸井	孝	王
福祉総務課長	田中	典	行
障がい福祉課長	鈴木	正	之
高齢介護課長	寺内		均
地域包括ケア推進課長	江面	健	太郎
健康増進課長	毛塚	裕	子
子育て支援課長	神長	利	之
保育課長	松本	佳	久

令和6年第1回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和6年3月8日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第20号 栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第21号 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第22号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第23号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第24号 栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第25号 栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第31号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第32号 栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第33号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第34号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第35号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第36号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第37号 栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第38号 栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第42号 栃木市小野寺ふれあい館条例を廃止する条例の制定について

- 日程第16 議案第43号 栃木市こどもサポートセンター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第9号）（所管関係部分）
- 日程第18 議案第12号 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第13号 令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第14号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第15号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第22 認定第1号 令和5年度佐野地区衛生施設組一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 陳情第2号 新型コロナワクチンの副反応報告の件数、予防接種健康被害救済制度の周知徹底、申請、認定件数の公表を求めることに関する陳情
- 日程第24 陳情第3号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る意見書提出を求める陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（白石幹男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（白石幹男君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（白石幹男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第20号～議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第20号 栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第2、議案第21号 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、日程第3、議案第22号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第4、議案第23号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、日程第5、議案第24号 栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第6、議案第25号 栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、この議案6件につきましては、関連がありますので、一括して議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 本日はよろしくお願ひいたします。

ただいま上程いただきました議案第20号 栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は3ページから5ページであります。また、議案説明書は3ページであります。

初めに、議案説明書により説明いたしますので、議案説明書の3ページを御覧ください。提案理由であります。栃木県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正を踏まえ、栃木市障がい者支援施設の……

○委員長（白石幹男君） 説明長いので、座って。

○障がい福祉課長（鈴木正之君）　ありがとうございます。

提案理由であります。栃木県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正を踏まえ、栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文は、地方自治法第96条、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1項、条例を設け又は改廃することであります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、議案書の3ページを御覧ください。このページは、全部改正条例の制定文であります。

次の4ページからの条例本文の概要についてご説明いたします。障がい福祉サービスの事業等の基準は、国の通知により県で定めておりますが、本市は権限移譲を受けておりますので、市の条例を制定しております。基準は、3年に1度の報酬改定の際に見直しがされており、これまでも県及び市で改定の都度、条例改正を行ってまいりました。3年前の条例改正に際し、県では国基準のとおり運用する形の条例に変更したことで、市条例と内容は同じことになるのですが、規定の方法が異なってしまいました。この不整合を解消するため、市条例も県条例と同様の改正を行いたいというものであります。

条文は全体で4条とし、第1条では趣旨を、第2条で用語の定義を、第3条では設備や運営の基準に関して、国の基準を引用し、その基準で運用する旨の規定をします。第4条では、非常災害対策について定めます。

附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものであります。

続きまして、議案第21号　栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は6ページから8ページであります。また、議案説明書は4ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の4ページを御覧ください。提案理由であります。栃木県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正を踏まえ、栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては省略をさせていただきます。

次に、議案書の6ページを御覧ください。このページは、全部改正条例の制定文であります。

次の7ページからの条例本文の概要についてご説明いたします。条文は、議案第20号でご説明した内容に、第3条として、指定障がい福祉サービス事業者の指定に関する基準を加え、全体で5条としております。

附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものであります。

続きまして、議案第22号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は9ページから11ページであります。また、議案説明書は5ページであります。

初めに、議案説明書により説明いたしますので、議案説明書の5ページを御覧ください。提案理由であります。栃木県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正を踏まえ、栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては省略をさせていただきます。

次に、議案書の9ページを御覧ください。このページは、全部改正条例の制定文であります。

次の10ページからの条例本文ですが、概要は、さきに説明した議案第20号と同様でありますので、省略いたします。

続きまして、議案第23号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は12ページから15ページであります。また、議案説明書は6ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の6ページを御覧ください。提案理由であります。栃木県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正を踏まえ、栃木市指定障がい福祉の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては省略をさせていただきます。

次に、議案書の12ページを御覧ください。このページは、全部改正条例の制定文であります。

次の13ページからの条例本文ですが、概要は、さきにご説明した議案第21号と同様でありますので、省略いたします。

続きまして、議案第24号 栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は16ページから18ページであります。また、議案説明書は7ページであります。

初めに、議案説明書により説明いたしますので、議案説明書の7ページを御覧ください。提案理由であります。栃木県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正を踏まえ、栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては省略をさせていただきます。

次に、議案書の16ページを御覧ください。このページは、全部改正条例の制定文であります。

次の17ページからの条例本文ですが、概要は、さきにご説明した議案第20号と同様でありますので、省略いたします。

続きまして、議案第25号 栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は19ページから21ページであります。また、議案説明書は8ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の8ページを御覧ください。提案理由であります、栃木県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正を踏まえ、栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては省略をさせていただきます。

次に、議案書の19ページを御覧ください。このページは、全部改正条例の制定文であります。

次の20ページからの条例本文ですが、概要は、さきに説明した議案第20号と同様でありますので、省略いたします。

以上で議案第20号から議案第25号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今までこの手の条例改正というのは、やってきた覚えがあるのですが、今回、全部改正ということはどういうことなのでしょう。今までやっていたものとの違いというのは何なのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） お答え申し上げます。

これまでですと、栃木市の場合は県条例に合わせた形で条例の制定をしておりました。当然国の法律が変わりましたので、内容は変わりますが、県条例に合わせる形での改正をしておりました。3年前の改正のときに、県は、今回栃木市のほうで出したような形で、第4条とか、第5条とかという、そういう形での条例改正に変えてしまったのですが、栃木市はその部分を、これまでと同様に国の法律が変わった部分を一部改正する形で、条文でいくと100条とか200条とか、そういう状態の形に改正していたのです。栃木市の場合ですと、権限移譲を受けてやっている形になりますので、その部分は県条例と合わせる形がよいだろうということで、今回、県条例と合わせる形での全部改正という形にいたしました。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ということで、先ほど言われたように、前のやつはすごい長文だったのを覚えているのですが、これは簡素になって、何か変わるということはあるのですか。法律が変わって内容を変えた。今回、それも入っているのですか。

○委員長（白石幹男君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） この条文だけを見ると、確かに国の法律がどこが変わったのかというのとは分らないと思います。国の法律とか基準とかは3年に1度変わりますので、当然内容的には変わる形になるのですけれども、この条例でいくと、国の基準とか条例を準用した形に変えますよというふうな言い方になりますので、当然、国のほうの基準、法律が変われば、それに沿った形での改正という内容になるのです。

ただ、内容的には当然誰が見ても分からないではないかということになりますので、その部分は国から出てくる通知なんかを確認して、事業者なんかにはお知らせするとか、通知するとか、そういった形を取らせていただければと思っております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） あと、栃木市何たらかんたら、栃木市指定何たらかんたらという条例があると思うのですけれども、前は多分2つずつあったと思うのですが、今回それが無いのですが、これは大丈夫なのですか。

○委員長（白石幹男君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 今回の改正については、やっぱり指定があるものと指定がないものというので、対になっているというか、そういう形にはなっております。例えば議案第20号でいけば、議案第20号と第21号が対になっている形での改正になっています。だから、今回ですと第20号と第21号が、指定があるものと、ないもの、それと第22号と第23号が指定があるものと、ないものという形になっています。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ちょっと人員が入っているとか、そういうところが違いがあるのですけれども、これで大丈夫なのですね。そこを確認させてください。

○委員長（白石幹男君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） これで大丈夫です。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから順次採決いたします。

初めに、議案第20号 栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の制

定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第7、議案第31号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第31号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

○委員長（白石幹男君） 着座で説明してください。

○保険年金課長（臼井 司君） はい。議案書は37ページから39ページ、議案説明書は40ページから51ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の40ページをお開きください。提案理由であります。地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、並びに国民健康保険税の税率及び課税限度額の見直しを行うに当たりまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

次の改正の概要であります。1としまして、課税限度額を改めること、2、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改めること、3、低所得者世帯及び未就学児がいる世帯に係る国民健康保険税の額の算定に際し減額する額を改めることとあります。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、42、43ページをお開きください。改正箇所は、太字、アンダーラインの引かれた箇所になります。まず初めに、第2条については課税限度額を定める規定ですが、第2項中の医療分課税限度額を65万円に、第3項中の後期分課税限度額を22万円に改めるものであります。

次の第3条、第5条、第5条の2は、医療分の税率等を定める規定となりますが、第3条第1項中の所得割の率を100分の6に、第5条第1項中の被保険者均等割額を1万9,600円に改めるものです。

第5条の2、次の44、45ページをお開きください。第1号中の世帯別均等割額を1万7,700円に改め、第2号の特定世帯を8,850円に、第3号の特定継続世帯を1万3,275円に改めるものです。

次に、第9条の2、第9条の3は、介護納付金の税率等を定める規定ですが、第9条の2の被保険者均等割額を1万1,100円に、第9条の3中の世帯別平等割額を6,100円に改めるものです。

次に、第23条は、国民健康保険税の減額についての規定になります。第23条中、医療分の限度額を65万円に、後期分の限度額を22万円に改めるものです。

次の46、47ページをお開きください。次に、第1号中、アの均等割額を1万3,720円に、イの世帯別平等割額中、(ア)を1万2,390円に、(イ)の特定世帯を6,195円に、(ウ)の特定継続世帯を9,293円に改めるものです。

次に、オの介護納付金被保険者均等割を7,770円に、カの介護納付金世帯別平等割を4,270円に改めるものです。

次の第2号中、アの均等割額を9,800円に、イの世帯別平等割額中、次の48、49ページになりますが、(ア)を8,850円に、(イ)の特定世帯を4,425円に、(ウ)の特定継続世帯を6,638円に改めるものです。

オの介護納付金被保険者均等割額を5,550円に、カの介護納付金世帯別平等割を3,050円に改めるものです。

次の第3号中、アの均等割額を3,920円に、イの世帯別平等割額中、(ア)を3,540円に、(イ)の特定世帯を1,770円に、(ウ)の特定継続世帯を2,655円に改めるものです。

オの介護納付金被保険者均等割額を2,220円に、カの介護納付金世帯別平等割を1,220円に改めるものです。

次に、第2項第1号中、次の50ページ、51ページになりますが、未就学児の均等割額中、アを2,940円に、イを4,900円に、ウを7,840円に、エを9,800円に改めるものです。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の37ページをお開きください。議案書37ページが制定文、38ページから39ページが改正文になります。改正内容につきましては、先ほど議案説明書にてご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

39ページの附則についてであります。この条例は令和6年4月1日から施行するというものがあります。また、この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑ありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今回の条例改正というのは、大きく言ってどういう意味を持つものなの
でしょうか。

○委員長（白石幹男君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 大きく、市民にとって、今回税率を下げたということで、減税とい
うことになります。その原資につきましては、保険財政調整基金を原資としまして下げたというこ
とになります。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第31号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちくだ
さい。

〔執行部退席〕

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第8、議案第32号 栃木市共生社会実現のための障がい者差別

解消推進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） ただいま上程いただきました議案第32号 栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は40ページから42ページであります。また、議案説明書は52ページから57ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の52ページを御覧ください。提案理由であります。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び栃木県障害者差別解消推進条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、市民及び事業者に係る規定を整理すること、事業者の定義を加えること、事業者における社会的障壁の除去のための合理的配慮義務を加えること、あっせん対象行為に社会的障壁の除去のための合理的配慮義務に違反する行為を加えるというもので、これらは、これまで努力義務であった事業所による社会的障壁除去のための合理的配慮が義務化されることから、改正されるものであります。

参照条文につきましては省略をさせていただきます。

54ページと55ページを御覧ください。改正する条例の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。まず、第1条は、県条例との整合と事業者の合理的配慮の義務化により、市民と事業者の規定を整理するもので、第3条、第5条、第7条及び第10条も同様の理由による改正であります。

第2条では、第3号として事業者の定義を追加するものであります。これまで事業者は市民として一つにまとめておりましたが、法改正を受けて別に定義することになります。

56ページと57ページを御覧ください。第16条は、第3項として、事業者の合理的配慮の義務化を追加するものであります。社会的障壁の除去のための合理的配慮については、市は義務とされており、市民は努力義務としていましたが、事業者についても合理的配慮が義務化されます。

第18条では、あっせん対象行為に事業者による合理的配慮の不提供を追加するものです。障がい者が不当な差別的取扱いを受けた際、その状況を解決するために、あっせん申立ての制度がありますが、先ほどの第16条第3項で定める事業者による合理的配慮の不提供による義務違反を追加するものです。以上で新旧対照表の説明を終わります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、議案書の40ページを御覧ください。このページは、改正条例の制定文であります。

次の41ページ、42ページの改め文の内容は、新旧対照表でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものであります。

以上で議案第32号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例改正は、事業者が今まで努力義務であったものが義務化されるということによろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） はい、そのとおりであります。今までは市民と事業者が一つの形で市民というふうな表現をしておりましたが、今回、その事業者が努力義務から義務化されるということで、市民と分ける形で条例を改正いたします。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その理由なのですけれども、議案説明書のほうでは、県の条例に伴ってと書いてあるのですけれども、これは法律が変わるから変えなければいけないものだと思うのですが、そこら辺、どうなっているのですか。

○委員長（白石幹男君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 法令、法律の関係が第一になりますので、そちらが改正されて、それを受けた県の条例が改正されてという流れになると思います。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 県もやらなければいけないのだろうなどは思うのですけれども、これは先ほどの事業者に向けての議案と違って、県から権限移譲を受けて、これやりなさいよと言われているものではないので、県がどうこう言おうが市がやるもの、法律で示されている形になっているので、市がやるものだと思うのですけれども、これは県の条例改正が伴わなければ、うちではできないのですか。

○委員長（白石幹男君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） おっしゃるとおりで、国のほうの法律が改正になったので、栃木市としても、その部分は改正するというものでございます。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第32号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第9、議案第33号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。着座のままで結構です。

○高齢介護課長（寺内 均君） よろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第33号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書につきましては43ページから47ページ、議案説明書は議案説明書（その1）58ページから67ページであります。

先に議案説明書から説明いたしますので、議案説明書（その1）58ページをお開きください。提案理由でございますが、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料率を改定するに当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては2点ございますが、主なものにつきましては、1番目の令和6年度から令和8年度までの保険料率を改めるものであります。2につきましては、1の保険料率に改定に伴う引用条文を改めるものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、60ページ、61ページをお開きください。改正する内容につきましては、新旧対照表でご説明を申し上げます。第3条につきましては、介護保険料率につきましては、規定しております第9期介護保険事業計画の策定に際し、被保険者、要介護者の推計、第8期の設備の設備状況、

介護給付等の伸び率、そういったものを勘案し、国の見える化システムにより保険料の算定を行いました。算定された保険料基準額につきましては、さきの議員研究会で報告いたしましたとおり、月額が5,927円、年額、基準額でございますが、7万1,124円であります。

なお、内容改正点主要部分についてご説明をさせていただきたいと思っております。61ページ、第3条第1項につきましては、所得の一番低い方、第1階層の方につきましては、保険料の基準額、先ほど申し上げました7万1,124円に0.455を掛けた金額となります。同じように、第2号に関しましては、基準額に0.6、第3号につきましては0.69、第4号につきましては0.9をそれぞれ掛けた金額となります。ここまでの基準額より減額される階層の区分となります。第5号につきましては、これが基準額という形になります。

第6号からは、市民税本人課税の方に対する保険料となります。こちらからは、所得に応じ、基準額に対して増額となります。第6号につきましては、基準額に1.2を掛けた金額となります。6号の規定から、その下の条文にアまたはイという項目がありますが、アの項目につきましては、合計所得金額の算定方式として、課税年金収入から公的年金控除等を控除した所得や、年金以外の収入がある場合は、その収入から税法上の控除した所得を合算したものが合計所得になるといった条文でございます。また、その階層につきましては、所得金額の範囲が明記されています。

イにつきましてはでございますが、所得により該当する本来の所得段階よりも低い段階であれば、生活保護の適用にならないでサービスを受けられる方の取扱いについての規定がイの規定となっております。

続きまして、第7号につきましては、保険料基準金額に対しまして1.3を掛けたもの。

63ページを開いていただきまして、第8号につきましては1.5、第9号につきましては1.7、第10号については1.9、第11号については2.1、65ページに移っていただき、第12号については2.3、第13号については2.4をそれぞれ掛けた金額となります。

第9期計画におきましては、介護保険料の上昇抑制策の一つとして、本市としては所得段階をさらに細分化し、新たに14から16の3つの段階を新設し、第14号につきましては保険料の基準金額の2.5倍、第15号については2.6倍、第16号である合計所得金額が1,200万円以上の階層につきましては2.75を負担していただく16階層を規定とする改正となります。最高乗率の2.75倍につきましては、現在の第8期計画の最高倍率を超えないように、同じ倍率を設定したものでございます。

65ページ下、第2項でございますが、冒頭で第1号の方、一番低い所得階層にある方につきましては、保険料基準額に0.455を掛けた金額を保険料とするという説明をさせていただきましたが、ここに関しましては、国の低所得者への保険料軽減制度を活用し、令和6年度から令和8年度、さらにそこから0.17を減じます。基準額に0.17を減じると、基準額に0.285を乗じた2万270円とするということが明記されているものであります。

第3項につきましては、第2段階の方、0.6で掛けますよというような形で条例制定しております。

すが、さらに0.2を減じ、0.4を掛けた2万8,449円、第4項においては、第3段階について0.69を掛けた金額から0.005を減じた0.685を乗じ、4万8,719円といたします。第8期同様、第9期計画におきましても、国の低所得者への保険料軽減制度を継続して取り入れ、最大の減額を行うという改正になります。

続きまして、議案書43ページをお開きください。こちらが議案第33号の制定文となり、次の44ページから46ページまでが条例の改正文となります。内容につきましては、議案説明書でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

46ページの下段の附則でございますが、施行日につきましては令和6年4月1日から施行し、適用区分につきましては改正後の栃木市介護保険条例の規定につきましては、令和6年以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料につきましては従前の例によるというものでございます。

以上で議案第33号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例で市民に対する影響というものはどういう形になるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 議員研究会のときに説明した内容にちょっと戻ってしまうことにもなりますが、今回、介護保険料につきましては、基本額を71円減額ということにしております。そういう形で、80%以上の第1号被保険者については減額となるのですが、国の乗率によって、どうしても乗率が上がってしまっ、基本額は下げたのだけれども、第4階層の人であったり、そういうところが0.9以下に下げられないものですから、基本額を下げたとしても、そこが目いっぱいということで、ちょっと上がってしまう人が2割ほどいるという現状で、影響といたしましては、8割の方はほぼ減額になるというような形になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この保険料を決める決め方なのですが、国保の場合は審査会とかいうものがあるのですが、介護保険の場合はどのようにして決めていくのですか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 介護保険の場合は、まず私どものほうで試算、算定をいたしまして、その後、介護の運営協議会という協議会がございます。そちらのほうで審議をさせていただきますので内定をし、議会に諮るというような経過をたどります。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第33号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第34号～議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第10、議案第34号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第35号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第36号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第13、議案第37号 栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案4件につきましては、関連がありますので、一括して議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） それでは、説明をさせていただきます。

議案第34号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案書につきましては48ページから63ページ、議案説明書は議案説明書（その1）68ページから121ページであります。

先に議案説明書からご説明しますので、議案説明書68ページをお開きください。まず、提案理由でございますが、栃木市に住所を有する要介護の認定者へのサービス提供を行う認知症のグループホームや定員18名以下の小規模多機能事業所のような地域密着型、これは栃木市の市民しか使えな

いサービスのことでございますが、地域密着型サービス事業所は市内に54事業所ございます。国の定める指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、68ページ、69ページ記載のとおり、12点ほどございます。なお、これから説明する内容につきましては、議長ご説明のとおり、関連する第35号から議案第37号までの3件についても同様となって重なる部分がございますので、ご承知おきください。

大きな改正点としましては、まず4の身体的拘束の基準に係る規定を加えたこと。それから5番の重要事項をウェブサイト上に掲載することについての規定を加えたこと。10の利用者の安全及び介護サービスの質の確保、それから職員の負担軽減に関する施策を検討する委員会の設置に係る規定を設けるもの。11の協力機関等に係る規定を改めるものといった部分でございますが、参照条文につきましては説明のほうは省略をさせていただきます。

続きまして、70ページ以降が新旧対照表となります。地域密着型サービス事業は、大きく分けて9種類ほどあります。市内に54事業者ございまして、内容により複数のサービスにおいて同様の改正がございます。修正内容も多岐にわたっていることもありますので、前に挙げさせていただきました特徴的な部分や介護事業が多岐にわたる場合、同じ改正するものについては、例として1事業を取り上げてご説明をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

79ページを御覧ください。第63条につきましては、事業者の管理者の要件についての改定となります。ここでは、地域密着型通所介護事業者の条文であります。管理者についての要件の改定となりまして、管理者は管理上支障がない場合の兼務については、以前は同一敷地内にある他の事業所や施設であれば可能というものから、「同一敷地内」が削除されまして、同一敷地内でなくても兼務が可能となったものです。同一の改正が他の地域密着型サービスについても改正されているものです。

戻りますが、73ページを御覧ください。第25条でございますが、ここでは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護で説明をいたしますが、第8項、第9項が追加され、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないということで、身体的拘束禁止についての記録を明確化したものであります。

第6項目におきましては、やむを得ず身体的拘束を行う場合であっても、その態様、どういった形で身体的拘束をしたのか、あるいはその時間、その際の利用者の身体の状況及び緊急やむを得ない理由を必ず記載することが明記されております。同様の改正が、同じ地域密着型サービスである訪問介護サービスや小規模多機能サービス等においても改正されるものです。

以下の説明につきましても、複数のサービスに同様の改正がされるものもおりますので、ご承知おきいただければと思います。

続いて、第35条を御覧ください。サービス事業者は利用者、利用申込者がサービス事業者を選択する一つの材料として、重要事項説明書が記載された内容を施設内に掲示あるいは資料として閲覧できるようにしていくこととなっております。今回の改正におきまして、第35条を参考に追加されるように、さらに原則として、不特定多数の方がいつでも閲覧できるよう、重要事項につきましてはウェブ上に掲載しなければならないという改定を加えるものでございます。

75ページを御覧ください。第43条、記録の整備になりますが、これは第2項第5号に追加されるものですが、既に先ほど第25条で説明いたしました身体拘束の禁止や拘束時の記録の内容が改正されることに伴い、記録の整備の条文においても、身体拘束の態様、時間、その他利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由の記載が項目として追加されるものであります。

次に、95ページを御覧ください。第122条、これは小規模多機能の施設のみの改定でございますが、第7項として、身体的拘束の適正化を図るための措置として、アといたしまして、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他従業員に周知を徹底すること。イとしまして、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。それから、ウといたしまして、介護事業その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施することについてが追加された改正となるものです。

同じく同ページ、第135条につきましては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置についてであります。小規模多機能型居宅介護事業所におきましては、事業所における事業の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取組を推進するため、同委員会を定期的開催しなければならないという改正になります。

次に、99ページを御覧ください。第154条、協力医療機関等に関する条文でございますが、第2項から第6項までが追加され、第2項第1号では、協力病院の選定に当たり、利用者に急変があった場合、医師または看護師の相談体制を常時確保していること。第2号におきましては、事業所から診療依頼において診療を行う体制を常時確保することが要件として追加されております。

第3項におきましては、事業所と協力医療機関との間で1年に1回、利用者が急変した場合の対応について確認を行うことが、また第4項、第5項につきましては、これはコロナ関連でよく言われるところではあると思いますが、コロナなど新興感染症が発生した場合を想定し、事業者は第二種協定指定医療機関との間で、発生時の対応を取り決めるように努めなければならないといった努力義務と併せて、既に協力病院が第二種協定指定医療機関である場合につきましては、その協議を行わなければならないという改正になります。

第6項につきましては、事業者においては、利用者が協力機関やその他の医療機関に入院した後利用者の病状が改善し、退院が可能となった場合は、再び当該事業者速やかに入所させることができるよう努めなければならないといった改正となります。この改正につきましては、認知症グ

ループホームや地域密着型施設の特養など、地域密着型の入所施設等において同様に改正となる内容でございます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。議案書48ページをお開きください。このページが議案第34号の制定文、次の49ページからが議案の改正文となりますが、議案説明書の新旧対照表で先ほどご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

62ページをお開きください。中段以降の附則でございますが、施行日につきましては、令和6年4月1日からの施行となります。また、経過措置といたしまして、第2項におきましては、重要事項の掲示に係る経過措置としまして、第3項の身体的拘束等の適正化による経過措置につきましては、施行から1年間の経過措置、第4項でございます利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置、それから第5項の協力医療機関との連携に関する経過措置につきましては、3年間の経過措置が設けられるということになっております。ここまでが議案第34号の説明となります。

続きまして、議案第35号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは議案第34号が予防の関係で要介護者に対するサービスですが、こちらに関しては、要支援者に対するサービスで、サービスの内容についてはほぼ同一でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

次に、議案第36号でございます。第36号につきましては、栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてということでご説明をさせていただきます。議案書につきましては72ページから78ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の140ページから155ページになります。

議案説明書から説明いたしますので、140ページをお開きください。提案理由でございますが、要支援者、ここに関しましては介護保険要支援1から要介護5まででございますが、要支援者、要支援の1、2を持っている方に対するケアプランを作成する介護予防事業所である、現在は栃木市においては地域包括支援センターでございますが、その地域包括支援センターは市内に8事業所ございます。人員基準、運営に関する規定を国が定めておりますが、国の指定介護予防支援等の事業の人員や運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。改正の概要につきましては、140ページから141ページに記載の7点ほどでございます。

参照条文につきましては説明は省略をさせていただきます。

改正につきましては、主要な部分として、1の従業員の員数、2の管理者の要件、4の利用料に関する規定、5の重要事項のウェブサイトへの記載、6の身体的拘束等の記録、7について、身体的拘束等の禁止に係る規定になります。

新旧対照表で説明させていただきますので、143ページをお開きください。第4条におきまして、従業員の員数につきましては、第2項において、今まで地域包括支援センターが要支援者についてケアプランを作成しておりましたが、新たに指定を受けた介護予防支援事業者が要支援者に対してのケアプランを作成することが可能となります。それに伴い、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者につきましては、事業者ごとに1人以上の指定介護予防支援、要支援者のケアプランの提供に当たる必要な数のケアマネジャーを置かなければならないということでございます。この指定介護予防支援の提供に当たる必要な員数の部分につきましては、次の議案第37号でも説明いたしますが、現行の人数は1人当たりのケアマネジャーが35名という規定がございますが、その数を44名まで緩和される。44名までケアプランがつくれるというような内容になります。また、利用者44名を超えるごとに、その端数プラス1名のケアマネジャーを配置しなければならないというような改正となります。

第5条の管理者の要件におきましては、第3項により、管理者は主任介護支援専門員、主任ケアマネジャーでなければならないという項目がありますが、そこにつきましては、確保が難しく、確保が著しく困難な場合においては、介護支援専門員、主任でなくても了とすることとなっております。

第4項で、管理者につきましては、管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の職務に従事する場合、また2番として、管理者が他の事業所の職務に従事する場合につきましては、要綱に当てはまれば兼務は可能ですといった改定になっております。

次に、145ページをお開きください。第12条につきましては、利用料金に係る規定であります。第2項について、事業者が通常の実施地域以外の居宅に出向いてケアプランを作成する場合、その交通費等を利用者から受け取ることができるとしたものです。

第3項におきまして、その利用料につきましては、利用者またはその家族に対し説明を行い、同意を得ることが条件ということが付け加えられたものでございます。

次の147ページ、第23条第3項につきましては、前の項目でお示した重要事項をウェブサイトに記載、上げなくてはなりませんよということですので、省略のほうさせていただきます。

また、第32条、第33条、同じく身体的拘束の部分につきましても、前段で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきたいと思っております。

それから、151ページを御覧ください。151ページにつきましては、第32条第19号のアにおきまして、現行、利用者と面接を3か月に1回、居宅を訪問し行うこととなっておりますが、そのほかにもテレビ電話等を活用しての面接も可能となりますよというような形が含まれたものでござい

す。

議案書につきましては、議案書の72ページをお開きいただきたいと思います。議案書72ページ、これが議案第36号の制定文となり、次の73ページが議案第36号の改正文となっておりますが、先ほど説明をさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

78ページからの附則でございます。ここにつきましても、施行期日につきましては令和6年4月1日から、また第2項の重要事項の揭示の経過措置が1年ございます。ということが記載されたものでございます。

最後に、議案第37号でございます。栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定でございます。議案書につきましては79ページから84ページ、議案説明書につきましては156ページから169ページでございます。

先に議案説明書から説明をさせていただきます。議案説明書156ページをお開きいただきます。提案理由でございますが、この議案に関しましては、要介護の方、要介護1から5の方に対するケアプランを作成するケアマネジャーが在籍する居宅介護支援事業所は市内に52か所、52事業所ございますが、この人員基準、運営等に関する国が定めている条例の一部を改正することとなったため、議会の議決を求めることとなります。

今回の改正につきましては、前議案第36号と同様、7点となっております。改正内容も同じ内容となりますので、参考条文等省略させていただきます。また新旧対照表につきましても、議案第36号と異なる部分のみを説明させていただきますと思います。

159ページを御覧いただきたいと思います。従業員の員数、第5条第2項でございますが、この員数はケアマネジャーの員数を示しております。現行ケアマネジャーが1人で受ける人数については35名でございますが、その人数を44名まで緩和するといった改正になります。

第3項につきましては、指定居宅介護支援事業所が、居宅サービス計画、情報共有のためのシステムというのがございますが、これをケアプランデータ連携システムというのがあるのですが、それを取り入れる場合には、その受け入れられる人数を49名とすることができるといった改正となります。

続きまして、161ページを御覧ください。第7条第3項におきまして、事業者において、過去6か月間に作成したケアプランによって、どのサービスの事業者がどれぐらいの割合で使われたのかというものを利用者に説明しなければなりません。利用者から理解を得るように努めることとなっております。そういった項目が追加となっております。

続きまして、議案書の説明に移ります。議案書は79ページになります。79ページが議案第37号の制定文、次の80ページからが議案の改正文となりますが、議案説明書にて改正点については御覧いただき、説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

84ページからの附則でございますが、施行期日につきましては令和6年4月1日から、また第2

項として、同じように重要事項等のウェブ上の経過措置について、1年間の経過措置を設けるといった内容でございます。

少し長くなりましたが、関連、議案第34号から第37号までの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） どうもご苦労さまでした。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） ご苦労さまです。ご説明も、ついていっただけで精いっぱい、何をやったのか、よく分からない状況なのですけれども、これは我々のほうの問題なのですが、議案第34号、第35号、第36号、今回説明されたのはどの事業なのか。議案第34号というのは地域密着型サービスだからという説明を各号ごとお願いします。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 議案第34号につきましては、地域密着型についての要介護者ですので、要介護1から5までの方が使うサービスについての内容になります。

議案第35号につきましては、64ページですが、これは地域密着型の予防サービスということになりますので、予防というのが入りますと、要支援1、2の方に対してのサービスの内容となります。

それから、72ページでございますが、議案第36号につきましては、今度はケアプランをつくるサイドのほうのお話になります。ケアプランをつくるほうのサイドで、ここも予防と入っておりますので、要支援1、2の方のケアプランをつくる事業者に対してのものになります。

最後、議案第37号、79ページでございますが、こちらは要介護1から5までの人のケアプランをつくる事業所に対しての説明ということになります。

説明が不十分で申し訳ありませんでした。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この手の改正は厳しくなるのかなという、一部緩和されているような気がするのですが、全体的に事業者にとって厳しくなっているという内容でよろしいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 半分、半分といったところでございますが、その理由といたしましては、まず介護のケアプランの数が多く見られるようになりましたよというようなお話を、35から44になりましたというようなお話をさせていただきましたが、それは今でこそ忙しい中で、44にも増やされたといってもなかなかできないよというような、苦しみを受けるような事業者もおりますし、逆に、人数、持てる件数が増えますので、今回、報酬改定で1件当たりのケアプランの金額も

上がっておりますから、これを機に、多く見られるのだったら、多く見て収入を得ようというような形で、事業者にとっては人的な側面、それから数が多くなるという負担がマイナスの面だとすれば、やればやっただけの収入が増えてくるといった利点も出てくるといようなこともございますので、そういった両局面があるのかなというふうに考えております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは前議会で、介護保険を下げるのだと。給付費を下げるのだとあって、基本、そうなったのかなと思ったら、ヘルパーの部分がすごく下がったということで、えっという状況なのですけれども、それはここの中には規定されている、今回の条例の中には入っているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 今回の条例の中には、そのヘルパーの中での規定は入ってございません。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 説明ありがとうございました。

先ほど議案第34号のほうで主に説明があったのですが、身体拘束と、また医療機関との連携ですか、こういった利用者にとってはよい改正の方向かなと思うのですけれども、一方で、施設側、こういった、今、なかなか介護の担い手が少なくなっている事業の現状において、こういった改正をした場合、その事業所にとってどういった影響があるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 身体拘束の部分につきましては、やはり介護の業界がどうしても担い手、新たな介護職員が見つからないというような状態の中で、なかなか、そのストレス等が利用者に向かってしまっていたり、それが虐待に結びついたり、それを今まで明記がなくてやっていなかったわけではないのですが、確実にこういった形で明記するということは、そういったものを是正していかなければいけないというのが一つあるかと思えます。

それから、指定協力病院ということでお話をさせていただきましたが、指定協力病院等につきましては、第二種というやつです。第二種協定指定医療機関というものに関しては、これは新型インフルエンザであったりとか指定感染症、そういったものにかかっているという、そういった正当な理由のある患者さんとかを受け入れてくれる病院のことなのですが、その病院については、栃木県、都道府県が指定することになっております。栃木県内には9か所ございまして、その9か所のうちの1か所が、とちぎメディカルセンターしもつがになっております。先ほども申し上げましたけれども、54事業者、かなりの施設ありますので、その方々が全部メディカルと協定を結んでやるとい

うことはなかなか難しいことかと思えます。ただ、特に入所施設の施設長からは、よく言われるのですが、2類から5類になったとしても、やはりコロナは蔓延しておりまして、実際に2類から5類に下がった後も施設内でのクラスター死亡というのは起きております。そういったときに、やっぱり受け入れてもらえるところがないというような施設からのお声も聞いておりますので、こういった指定機関との協力を密にさせていただいて流れをつくっていただければというふうに考えております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 関連なのですけれども、県内で9か所で、栃木市内ではメディカルしかない。第二種協定指定医療機関。54事業所が市内にあって、結局メディカルしかないので、そこでお願いすることになると思うのですけれども、もしかしたら東京資本とかがいて、東京のほうの医者となるというのがあるかもしれませんけれども、基本なると思うのですけれども、メディカル側は、それは想定されているのですか。

○委員長（白石幹男君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 今回のものは、いわゆる協力医療機関というものは特養については設置をしないといけないという義務があって、その協力医療機関の中で、既にメディカルを協力医療機関としているところについては、先ほど記載の第3項の部分のところ、その対応策を協議しなくてはならない。ただ、大多数の施設は、協力医療機関、メディカルということではなくて、身近な医療機関等に設定しておりますので、その部分ところは、まだ今回努力義務という中での対応となります。

だから、この努力義務の3年間の中で、県も含めて、現実的に感染症の対応が本当にできるところがどれだけ出てくるのか、各施設の対応を賄う部分のところが可能なのかということについては、これからの協議というところで、規定が先行しているというふうなご理解をいただければと思います。メディカルが全部受けるかという話になれば、これは受け切れないです。二十数床しかございませんので、受け切ることはできません。ただ、いわゆるコロナについては、今、どこでも受けられるという形に、5類になって変わっています。ここで言っているのは、いわゆる新型コロナウイルスから、新たな感染症が発生したときに、そういうことはきちんと対応できるかという部分のところになりますので、そこについては、コロナの対応とはまた違うという部分のところについてはご理解いただければと思います。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） そうだとして、2類相当を診られている機関、施設は提携を結びなさいよという条例になるのですか。

○委員長（白石幹男君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 結び方からすれば、今は努力義務ですけれども、義務化すれば、今度はそういう感染症の専門機関とも結んでおくことが、今は望ましい。これからは、場合によっては必要になるというふうになるかもしれない。その部分のところというのは、まだ今現状では分かっていないということになります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは栃木市としての認識をお尋ねしたいのですけれども、厳しくするのはいいのです。それが利用者のためになるし、家族のためにもなるのはいいのですけれども、し過ぎると、事業が行えないような状況になってしまうと、かえって足元をすくわれるではないけれども、ひっくり返されるというような状況で、これをやってしまうと事業者のほうで困ってしまうのではないかと。または、それを事業者の受容というのかな、それを受け入れられるだけのバックグラウンドが今の栃木市にはあるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） この条例そのものという部分のところ、先ほど質問があって、メリット半分、デメリット半分ではないけれども、そういう話というものが出ましたが、一つは、事業所にとって有利になるように、人員基準とかが少し緩やかになっています。それは、今、事業所が人員確保が難しいという、そういう現状も踏まえた上で、その現状に合わせた形で対応しているという部分のところになります。逆に、厳しくしている部分のところというのは、そういう中であっても、これだけは譲れない。安心安全、命に関わる、そういう部分のところでは譲れないという、そういう部分のところは少し厳しくなっています。

そして、この考え方でありまして、国が基本的な部分についての方向性、指針というもの、それを出します。ただ、その指針には何種類かありまして、これは最低基準だから絶対守れという、そういう基準というのの一つ出ます。それは、例えば人員です。そういうものは絶対守れという、そういう形になります。ただ、それ以外の運営の部分については、それを参考にして、参酌して決めなさい、自治体が決めなさいというところもあります。そういうところについては、自治体が議論した上で、その状況も踏まえた上で決めていくという、そういう形になってきます。

先ほど言ったように、人員であるとか、命に関わる部分については、これはもう決めてもらわないといけませんよ、最低限度ですよという形で示される部分がございますので、それについては国に従わざるを得ない。そうではない部分については、皆さんと議論しながら決めていく。だから、先ほどの障がいと違って、こういう非常に長い、そういう部分の文章というものを市の条例で設定して決めなくてはならない。まさに介護保険は自治事務なので、先ほどみたいに県の規則に委任、県や国の条例に準拠できない、委任できないということで、こういう決め方をしているというところになります。

議員ご指摘のとおり、市の考え方からすれば、参酌する項目については市民にとってプラスにな

る。そして、現実適用可能だということを基準に考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから順次採決いたします。

初めに、議案第34号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（白石幹男君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時37分）

○委員長（白石幹男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第14、議案第38号 栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 子育て支援課、神長です。よろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第38号 栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は85ページから86ページ、議案説明書は議案説明書（その2）の1ページから3ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書（その2）の1ページを御覧ください。提案理由であります。栃木市大平西子どもの家2号館を設置するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市学童保育施設条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、栃木市大平西子どもの家2号館を加え、字句の整理を行うこととなります。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、2ページと3ページを御覧ください。今回、栃木市大平西子どもの家2号館を設置することに伴い、改正案のとおり、条例第2条の名称及び位置に、栃木市大平西子どもの家2号館を加えるものであります。

また、今回の条例改正に当たり、2号館の隣に既に立地しております栃木市大平西子どもの家の位置を精査したところ、枝番を加える改正が必要であることが判明いたしましたので、今回、位置

を改めるものであります。

次に、議案書についてご説明させていただきますので、議案書の85ページを御覧ください。こちらは条例の制定文になります。

次の86ページ、改め文の内容は、新旧対照表でご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

下段の附則でございますが、この条例は、栃木市大平西子どもの家2号館の供用開始を予定しております令和6年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この4月から開所するということでよろしいのですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（内海まさかず君） 定員は、何名でしたか。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 今現在あります大平、今、第1学童保育と第2学童保育の2クラスでございますが、合わせて101名。今度場所が変わるのも含めまして、大平第1、第2、第3の3つの学童のクラスになりますけれども、合わせて148名の定員になります。ですので、47名の増ということになります。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すみません。私がちょっと認識していなかったのですが、いわゆる大平子どもの家には2クラスあって、2号館でもう1クラスつくるといっていいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） すみません。説明がちょっと足りませんでした。

大平子どもの家、仮に1号館と申し上げますけれども、既存のところは1クラス、今ございます。それは変わりません。もう一つが、今現在、大平西地区公民館の中にありまして、今度2号館を建てることにより、それも2号館に持ってきて、さらに1クラス増えるという形になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、今までは101名定員で、これができたことによって、あと47名増やしますよということよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） さようでございます。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第38号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第15、議案第42号 栃木市小野寺ふれあい館条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第42号 栃木市小野寺ふれあい館条例を廃止する条例につきましてご説明いたします。議案書につきましては104ページ、議案説明書につきましては、議案説明書（その2）36ページでございます。

先に議案説明書から説明いたしますので、議案説明書（その2）36ページをお開きください。提案理由でございますが、小野寺ふれあい館につきましては、平成4年度より利用者の減少を受け、本市における公共施設のあり方ガイドライン、公共施設適正配置計画に基づき、昨年8月から9月にかけて、地元自治会への意見聴取や岩舟地域会議の審議を経て、議員研究会への報告と、用途廃止への状況が整ったことから、栃木市小野寺ふれあい館条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文は省略させていただきます。

内容については以上ですので、議案第42号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 確認なのですが、廃止するに当たって、地元の関係者等との合意はなされたのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 地元自治会、隣接3自治会との協議の中で、特段、意見、意向等なかったということで、合意は得ているものと判断しております。

○委員長（白石幹男君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 納得はされているということで確認ができました。

それと、もう一つは、ここ投票所になっていたかと思えますけれども、新たな投票先というものについてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 投票先については、本来、選挙管理委員会のほうで、私どもがこの条例として用途を廃止するというようなところで動くので、当然選挙管理委員会との打合せの中で、別のところに移動できる要件もある程度整いました。ただ、来年の動向で、選挙がありそうな感じがもしあればということで、予算等も若干残して、7月ぐらいまでは使えるような形ではしてありますので、その後については別なところに移転をするということで、選挙管理委員会のほうとは話がついているようなところでございます。

○委員長（白石幹男君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 投票率が低下するというようなことがあってはならないと思いますし、秋頃には知事選挙がありますので、決して投票率、投票に支障がないように、選管とも連携を密にしていきたいと思います。要望です。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第42号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 委員長（白石幹男君） 次に、日程第16、議案第43号 栃木市子どもサポートセンター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

神長子育て支援課長。

- 子育て支援課長（神長利之君） よろしく申し上げます。

ただいまご上程いただきました議案第43号 栃木市子どもサポートセンター条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は106ページから107ページ、議案説明書は議案説明書（その2）の37ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書（その2）の37ページを御覧ください。提案理由であります。栃木市子どもサポートセンターの機能を包含した栃木市子ども家庭センターを設置するに当たり、栃木市子どもサポートセンターを廃止する必要が生じたため、栃木市子どもサポートセンター条例を廃止する条例を制定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、議案書について説明させていただきますので、議案書の106ページを御覧ください。こちらは、条例の制定文になります。

次に、107ページ、下段の附則でございますが、この条例は、栃木市子ども家庭センターが開所する令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 条例を廃止するのは分かるのですが、この建物自体は今後どうなるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 取りあえず倉庫で一時暫定的に使わせていただいて、その後、何かしらの処分という方向で考えていきたいと思っております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 所管というのかな、建物を持っているというのは、こども未来部という形になるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） はい、そうなります。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第43号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第11号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第17、議案第11号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第9

号)の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

説明については、着座にて説明して結構でございます。

まず、茅原市民生活課長。

○市民生活課長(茅原節子君) ただいまご上程いただきました議案第11号 令和5年度栃木市一般会計補正予算(第9号)の所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出補正予算につきましてご説明いたしますので、補正予算書の66、67ページをお開きください。2款1項16目諸費は、補正額1,748万4,000円の減額であります。説明欄、国県支出金返還金(保育課)につきましては、子育てのための施設等利用交付金において、交付額確定に伴い、返還金が見込みより少なくなったため、減額補正するものであります。

続きまして、70、71ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額77万円の増額であります。説明欄、住民情報管理事務費につきましては、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修費を増額補正するものであります。

次のページ、72、73ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費は、補正額1億5,003万1,000円の減額であります。説明欄、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金でありまして、額の確定に伴い、どちらも減額補正するものであります。

次に、2目障がい福祉費は、補正額4,097万1,000円の減額であります。説明欄、社会福祉施設整備費補助金につきましては、補助金交付を予定していた法人がグループホームの整備計画を延期したことに伴い交付がなかったことから減額補正するものであります。

次の特定疾患介護手当支給費につきましては、特定疾患またはその介護者に月額3,000円の手当を支給する特定疾患介護手当の対象人数が当初の見込みを下回ることから減額補正するものであります。

次の福祉タクシー料金助成事業費につきましては、障がい者及び高齢者に交付している福祉タクシー券の利用枚数が、次の特別障がい者手当等給付事業につきましては、身体または精神に重度の障がい重複してある障がい者に支給する特別障がい者手当等の対象人数が、次の障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、日中一時支援や訪問入浴サービス等の利用がそれぞれいずれも当初の見込みを下回ることから減額補正するものであります。

次の障がい者相談支援事業費につきましては、市内社会福祉法人より相談支援専門員の出向を予定していましたが、出向することができなかったことから減額するものであります。

次に、栃木地域活動支援センター委託費につきましては、地域活動支援センターの利用者が当初

の見込みを下回ることから減額補正するものであります。

次に、3目高齢福祉費は、補正額1億4,467万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動の関係により不要となったため減額補正するものであります。

次の介護保険特別会計繰出金につきましては、職員人件費の減額に伴い、介護保険特別会計への繰出金を減額補正するものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、令和5年度中の施設整備の完了が見込まれないことから、地域密着型特別養護老人ホーム開設準備経費補助金2,433万1,000円と、認知症高齢者グループホームの施設整備補助金及び開設準備補助金、合わせて4,870万2,000円を減額するものであります。また、養護老人ホーム施設整備費補助金につきましては、財源として見込んでおりました寄附金1,000万円を減額するものであり、総額で8,303万3,000円減額するものであります。

次のはつらつセンター委託事業費につきましては、新規にはつらつセンターを設立する自治会が当初の見込みよりも少なかったほか、前年度限りで、はつらつセンターを休止する自治会があったため委託料を減額補正するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（地域包括ケア推進課）につきましては、社会福祉士の育休代替職員の補充が見込めないことから、報酬等を減額補正するものであります。

次に、4目高齢者福祉施設費は、老人福祉センター等施設共通管理費事業に関し、寄附金1,000万円を充当し、一般財源を減額補正するものであります。

次のページ、74、75ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は、補正額9,175万2,000円の増額であります。説明欄、赤ちゃん誕生祝金事業費につきましては、支給対象者が当初見込みより少なかったため減額補正するものであります。

次のすくすく子育て応援事業費につきましては、当該事業で給付する紙おむつ等の物品を単価契約したことに伴い、当該物品の単価が下がったことから、当初見込みに不用額が生じたため減額補正するものであります。

次の保育所等性被害防止対策支援補助金（子育て支援課）につきましては、子供のプライバシー保護のためのパーティションや保護者からの確認依頼に応えるためのカメラ等を購入する経費を補助する事業として増額補正するものであります。

なお、説明欄に記載はありませんが、厚生労働省所管の地域生活支援事業等補助金のうち、巡回支援専門員整備が令和5年度にこども家庭庁の児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金となったため、会計年度任用職員人件費（子育て支援課）の財源内訳を変更する補正予算が、また学童保育施設整備事業において、建設中の大平西子どもの家2号館に設置する太陽光発電用設備の電線ケーブルが全国的に不足していることにより、年度内で事業が完了しない可能性があり、その場合、補助対象とならないことから、一般財源及び地方債の増額補正予算が含まれております。

次の民間保育所等入所委託費につきましては、国の基準改正に伴い、民間保育所等へ支払う委託料を算定するための公定価格が増額となったため増額補正するものであります。

次の民間保育所整備補助金につきましては、2か年事業である（仮称）いまいずみ保育園の園舎等建設工事について、今年度の国及び市からの施設への補助額を事業進捗率に応じて減額補正するものであります。

次の保育所等性被害防止対策支援補助金（保育課）につきましては、先ほどの子育て支援課分と同様の理由で、パーティションやカメラ等を購入する経費を補助する事業として増額補正するものであります。

次の（仮称）こども誰でも通園制度試行的事業費（保育課）につきましては、国の第2次補正において、（仮称）こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施が決定したことから、本市においても民間保育施設9か所で事業を実施するため、事業実施に係る補助金及び事業に係る事務費について増額補正するものであります。

次に、2目児童措置費は、補正額2億6,862万1,000円の減額であります。説明欄、児童扶養手当支給費及び次の遺児手当支給費並びに児童手当支給事業費につきましては、いずれも支給対象児童が当初見込みより少なかったため減額するものであります。

次の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金支給対象者が当初見込みより少なかったため減額補正するものであります。

次に、3目母子福祉費は、補正額372万9,000円の減額であります。説明欄、母子生活支援施設措置委託費につきましては、施設入所世帯が当初見込みより少なかったため減額補正するものであります。

次に、4目児童福祉施設費は、補正額936万2,000円の増額であります。説明欄、会計年度任用職員共済費は、総務人事課所管となりますが、この共済費と、その次の会計年度任用職員人件費（子育て支援課）につきましては、（仮称）こども誰でも通園制度試行的事業を開設する地域子育てセンターに勤務する会計年度任用職員の共済費、人件費を増額補正するものであります。

次の（仮称）こども誰でも通園制度試行的事業費（子育て支援課）につきましては、地域子育て支援センターにおいて新たに事業を開設するに当たり、必要な備品等を購入するため増額補正するものであります。

次に、5目保育所費は、補正額750万円の減額であります。説明欄、会計年度任用職員共済費につきましては、総務人事課所管となりますが、当初見込んでいた会計年度任用職員の雇用が今後も予定がないため減額補正するものであります。

なお、以降の会計年度任用職員共済費の減額補正につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、説明は省略させていただきます。

次の保育所共通管理運営費につきましては、公立保育園における子供のプライバシー保護のため

のパーティション等を購入する費用として増額補正するものであります。

次のページ、76、77ページをお開きください。3款2項6目認定こども園費は、補正額416万9,000円の減額になります。説明欄、認定なかよしこども園改修事業費につきましては、今年度実施した屋根、外壁改修工事が完了したことから、不用額を減額補正するものであります。

次のページ、78、79ページをお開きください。4款1項2目予防費は、補正額350万円の減額であります。説明欄、新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、当初、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養する方への支援物資の購入を計上しておりましたが、令和5年5月8日に5類感染症へ変更されたことに伴い、感染者への行動制限の要請等が終了し、支援事業を終了したことから、物資の購入が不要となったため減額補正するものであります。

次に、3目環境衛生費は、補正額3,856万7,000円の減額であります。説明欄、墓園管理基金積立金につきましては、その年度の永代使用料の総額及び預金利子は、墓園管理基金条例に基づき基金に積み立てる必要があるため、増額補正するものであります。

次に、4目斎場費は、補正額2,001万円の減額であります。説明欄、斎場管理運営委託事業費につきましては、当初の想定よりも電気使用料が下回る見込みであり、不用額が生じるため減額補正するものであります。

次の斎場再整備事業費につきましては、施設整備費の確定により、本年度の支払い金額に不用額が生じたため減額補正するものであります。

次の新斎場整備基金積立金につきましては、将来における大規模修繕に備えるための寄附があり、新斎場整備基金条例に基づき基金に積み立てる必要があるため増額補正するものであります。

次の新斎場周辺整備事業費につきましては、進入路の樹木剪定等業務委託料が入札執行により不用額が生じたため減額補正するものであります。

次のページ、80、81ページをお開きください。4款2項2目塵芥処理費は、補正額1億704万9,000円の減額であります。説明欄、とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費につきましては、とちぎクリーンプラザにおけるごみ処理経費になりますが、当初の見込みよりごみ処理量が減少しているため、管理運営委託料及び最終処分業務委託料を減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、88、89ページをお開きください。8款2項3目道路新設改良費は、補正額2,202万3,000円の増額であります。所管部分につきましては、説明欄、市道61—95号線道路改良事業費、岩舟三谷につきましては、斎場の進入路等の補修工事費が入札執行により不用額が生じたため減額補正するものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 続きまして、歳入所管部分についてご説明を申し上げます。

48、49ページをお開きください。14款1項2目民生使用料につきましては、補正額83万1,000円

の増額であります。説明欄のこども誰でも通園制度利用料につきましては、地域子育て支援センターにて一時預かりを利用した際の利用料であります。

続きまして、3目衛生使用料につきましては、補正額892万2,000円の増額であります。説明欄の墓園永代使用料につきましては、当初の想定より新規墓所購入者が多かったため、それに伴い増額補正をするものであります。

14款2項3目衛生手数料につきましては、補正額3,217万4,000円の減額であります。説明欄の廃棄物処理手数料につきましては、とちぎクリーンプラザに直接搬入される事業系ごみなどの搬入量が減少していることから減額補正するものであります。

50、51ページをお開きください。15款1項1目民生費国庫負担金につきましては、1億8,528万6,000円の減額であります。1節社会福祉費負担金、説明欄1つ目の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保財政の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金でありまして、額の確定に伴い、減額補正するものであります。

次の産前産後保険税負担金につきましては、産前産後国民健康保険税の軽減措置に対する2分の1の国庫負担金でありまして、額の確定に伴い、増額補正するものであります。

次の特別障がい者手当等給付費負担金につきましては、事業費の減額に伴い、国庫負担金を減額補正するものであります。

2節児童福祉費負担金、説明欄1つ目の児童入所施設措置費等負担金につきましては、母子生活支援施設措置委託費に対する国庫負担金を減額補正するものであります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当支給事業費に対する国庫負担金を減額補正するものであります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましては、児童扶養手当支給事業費に対する国庫負担金を減額補正するものであります。

15款2項1目総務費国庫補助金につきましては、873万円の減額であります。2節戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄1つ目の個人番号カード交付事務費補助金につきましては、個人番号カード交付事務に対する国庫補助金を減額補正するものであります。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、システム改修のため増額補正するものであります。

2目民生費国庫補助金につきましては、4,949万8,000円の増額であります。1節社会福祉費補助金、説明欄1つ目の地域生活支援事業費等補助金につきましては、事業費の減額に伴い、国庫補助金を減額補正するものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金（地域包括ケア推進課）につきましては、はつらつセンター委託事業費の委託料及び会計年度任用職員の人件費の減額に伴い、国庫補助金を減額するものであります。

2節児童福祉費補助金、説明欄1つ目の児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金につきましては、厚生労働省所管の地域生活支援事業等補助金のうち、巡回支援専門員整備が令和5年度からこども家庭庁所管となり、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金になったことから、社会福祉費補助金からの付け替えに伴う補正予算でございます。

次の子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、大平西子どもの家2号館の整備が学童保育における待機児童解消につながる施設建設事業として、補助率のかさ上げが認められたことから増額補正するものであります。

次の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費に対する国庫補助金を減額補正するものであります。

次のこども政策推進事業費補助金（子育て支援課）につきましては、性被害防止対策支援補助金に対する国庫補助金を補正するものであります。

次の保育所等整備交付金につきましては、2か年事業である（仮称）いまいずみ保育園の園舎等建設工事の今年度事業進捗率に応じ、国から市への交付額を減額補正するものであります。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育対策総合支援事業のうち、（仮称）こども誰でも通園制度試行的事業に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次の子どものための教育・保育給付交付金につきましては、民間保育所等入所委託費に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次のこども政策推進事業費補助金（保育課）につきましては、保育所等性被害防止対策支援補助金及び保育所共通管理運営費に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

52、53ページをお開きください。16款1項1目につきましては、1億916万円の減額であります。1節社会福祉費負担金、説明欄1つ目の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保財政の安定化を図る保険者支援分に対する4分の3の県負担金でありまして、額の確定に伴い減額補正するものであります。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減分に対する4分の3の県負担金でありまして、額の確定に伴い減額補正をするものであります。

次の産前産後保険税負担金につきましては、産前産後国民健康保険税の軽減措置に対する4分の1の県負担金でありまして、額の確定に伴い増額補正するものであります。

2節児童福祉費負担金、説明欄1つ目の児童入所施設措置費等負担金につきましては、母子生活支援施設措置委託費に対する県負担金を減額補正するものであります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当支給事業費に対する県負担金を減額補正するものであります。

54、55ページをお開きください。16款2項2目民生費県補助金につきましては、8,082万円の減額であります。説明欄1つ目の地域生活支援事業費等補助金につきましては、事業費の減額に伴い、

県補助金を減額補正するものであります。

次の地域医療介護総合確保基金施設等整備交付金及びその次の地域医療介護総合確保基金開設準備交付金につきましては、公募により施設整備法人は決定しておりますが、工期等の関係により年度内の整備完了が困難であることから、次年度改めて申請するため、今年度においては減額補正するものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金（地域包括ケア推進課）につきましては、はつらつセンター委託事業費の委託料及び会計年度任用職員人件費の減額に伴い、県補助金を減額補正するものであります。

2節児童福祉費補助金、説明欄1つ目の保育施設等物価高騰対策事業費補助金（子育て支援課）につきましては、当初見込んでいた補助額のうち、県と協議をした結果、補助対象経費と認められなかったものが生じたことから減額補正するものであります。

次の子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、学童保育における待機児童解消につながる施設建設事業として、国の補助率のかさ上げが認められたことに伴い、県の補助率が引き下げられたため減額補正するものであります。

次の子どものための教育・保育給付交付金につきましては、民間保育所等入所委託費に対する県補助金を増額補正するものであります。

56、57ページをお開きください。18款1項4目衛生費寄附金につきましては、14万6,000円の増額であります。説明欄の新斎場整備費寄附金につきましては、将来における大規模修繕に備えるための寄附があったため増額補正するものであります。

19款1項2目後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、1,119万円の増額であります。説明欄の後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、令和4年度に後期高齢者医療特別会計に繰り出した人件費繰出金等について、決算額の確定に伴い、一般会計に戻入れする必要が生じたので、増額補正するものであります。

3目介護保険特別会計繰入金につきましては、9万8,000円の減額であります。説明欄1つ目の介護保険特別会計繰入金、重層的支援体制整備事業繰入金につきましては、はつらつセンター委託事業費の委託料及び会計年度任用職員人件費の減額に伴い、介護保険特別会計からの繰入金を減額補正するものであります。

次の介護保険特別会計繰入金、地域支援事業繰入金につきましては、令和4年度の精算額確定に伴い、介護保険特別会計からの繰入金を増額補正するものであります。

58、59ページをお開きください。19款2項21目子ども未来基金繰入金につきましては、416万円の減額であります。説明欄の子ども未来基金繰入金につきましては、赤ちゃん誕生祝金事業費及びすくすく子育て応援事業費に対する特定財源を減額補正するものであります。

24目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、350万円の減額であります。説

明欄の新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業費への繰入金であり、当初、同事業費に計上しておりました新型コロナウイルス感染症に感染し自宅療養する方への支援物資購入が、5類感染症への変更に伴い不要となりましたので、同事業費の減額補正に伴い減額補正するものであります。

21款4項4目雑入につきましては、7,236万4,000円の増額であります。

60、61ページをお開きください。説明欄、上から3つ目の佐野地区衛生施設組合解散清算金（環境課）につきましては、令和5年9月末日に解散いたしました佐野地区衛生施設組合の斎場分の精算額が確定したことから増額補正するものであります。

次の佐野地区衛生施設組合解散清算金（クリーン推進課）につきましては、佐野地区衛生施設組合の解散に伴うし尿分の精算額が確定いたしましたので、増額補正するものであります。

続きまして、繰越明許費の所管関係部分につきましてはご説明いたします。7ページをお開きください。第2表、繰越明許費の2款1項総務管理費、事業名、防犯事業につきましては、栃木駅防犯カメラ改修工事の工期が3か月を要し、3月中の工事完了が見込めないため繰越しを行うものであります。

次の3項戸籍住民基本台帳費の住民情報管理事務と、その次の証明書コンビニ交付システム事業につきましては、システム改修事業に関するJ-LISの仕様等の発出が遅延しており、今年度内容で事業完了する見込みが立たないことから繰越しをするものであります。

次の戸籍情報システム改修業務委託につきましては、氏名の振り仮名に対応するためのシステム改修を予定しておりますが、国の仕様提示が遅れがありまして、それに伴いソフトウェアの開発の進捗にも遅れが生じ、今年度内に事業が完了しない見込みであるため繰越しをするものであります。

3款1項社会福祉費の低所得世帯支給給付金支給事業につきましては、国の令和5年度補正予算により非課税世帯等に対し、1世帯7万円を支給するものでありますが、申請書受付を令和6年4月30日、事業終了を令和6年6月30日としており、次年度も引き続き予算執行の必要があるため、繰越しをするものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、令和5年度に補助金の交付決定を行いました地域密着型特別養護老人ホームと養護老人ホームを一体的に整備する社会福祉法人栃木老人ホームへの補助金と、認知症高齢者グループホームの防災改修等の整備を行う星風会グループホームこすもすつがへの補助金に関し、令和5年度の完了が見込まれないことから繰越しを行うものであります。

2項児童福祉費の保育所等性被害防止対策支援補助金（子育て支援課）につきましては、民間学童保育が実施する性被害防止対策に対する補助金であり、年度内での完了が見込めないことから、次年度に繰越しをするものであります。

次の学童保育施設整備事業につきましては、大平西子どもの家2号館に設置する太陽光発電設備

について、年度内で事業が完了しない可能性があることから、次年度に繰越しをするものであります。

次の民間保育所整備補助金につきましては、2か年事業である（仮称）いまいずみ保育園の園舎等建設工事の今年度の事業進捗率を達成できない可能性があることから、次年度へ全額繰越しをするものであります。

次の（仮称）こども誰でも通園制度試行的事業（保育課）につきましては、国の令和5年度2次補正を受けた、こども誰でも通園制度の本格実施を踏まえた試行的事業を次年度に実施することから、全額繰越しをするものであります。

次の会計年度任用職員共済費につきましては、総務人事課所管となりますが、こども誰でも通園制度の本格的実施を見据えた試行的事業を地域子育て支援センターで実施するに当たり、新たに会計年度任用職員の採用が必要となることから、繰越しをするものであります。

次のとちぎコミュニティプラザ管理事業につきましては、はこのもり児童センター等空調設備改修工事設計業務の委託期間延長のため、次年度に繰越しをするものであります。

次の会計年度任用職員人件費（子育て支援課）と、その次の（仮称）こども誰でも通園制度試行的事業（子育て支援課）につきましては、（仮称）こども誰でも通園制度試行的事業を地域子育て支援センターで実施するに当たり、会計年度任用職員の人件費及び事業費を開設時期に合わせ、次年度に繰越しをするものであります。

4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業費であり、令和5年度中の個別接種に係る費用の一部が令和6年度での請求、支払いとなるため、繰越しをするものであります。

8ページをお開きください。2項衛生センター施設整備事業につきましては、今年度、施設整備に関する基本的な事項を定めるし尿処理施設整備基本構想を昨年度策定を予定していましたが、処理方式の検討に当たり、県との協議に時間を要したことなどにより、策定スケジュールを令和6年9月に変更し、事業費917万4,000円を令和6年度に繰越しをするものであります。

なお、ここで補足をさせていただきたいと思いますが、先ほど大平西子どもの家、学童保育ですけれども、ソーラーパネルの工事が電線ケーブルの入手が困難であるため次年度に繰り越すという説明をさせていただきましたが、先月2月に電線ケーブルが何とか入手できまして、今年度内に事業完了が見込めましたので、その報告をさせていただきます。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 75ページになるのですけれども、先ほどの説明の中で、一番上の児童福祉総務費の中で、説明に入っていない補正がここにありますみたいなことを言われたのですけれども、何のことか分からなかったのです、その部分をお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） これはこども家庭庁が今年誕生したことによりまして、厚生労働省の補助メニューだったものが、一部、こども家庭庁の補助メニューに移行したものがございまして、国庫補助金ではあるのですけれども、そのメニューが変わったことから財源が変わったもので、その部分補正させていただいたということになります。

ちなみに、それは人件費のほうに充てさせていただいているものなのですけれども、そういったものが変わるものがございます。

以上です。

〔人件費が……〕と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（神長利之君） 財源が変わっただけなので、説明欄にはちょっと出ないのです、増減がないので。支出が増えるわけでもないのです。失礼しました。

○委員長（白石幹男君） 左のページの財源内訳が変わったということでしょうか。

○子育て支援課長（神長利之君） はい、さようです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 同じところになるのですけれども、今度は児童総務費の一番下のこども誰でも通園制度試行ということで、これが今、たしか1か所やっていたような気がしますが、補正で今度9か所になるということですか。事業がどうなっているのかという説明をお願いします。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） これは国のモデル事業ということで、現在1か所、さくらの保育園の支援センターで実施しております。それがモデル事業が次の試行的事業という形になりまして、若干形は変わりますが、それが来年度、再来年度、2か年において実施されます。それに伴いまして、本市、市内におきましては、公立で1か所、民間のほうで9か所、合わせて10か所に拡大して試行的事業を実施していくというものになります。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これに対するお金というのが、歳入のほうで国から来ているという形にはなると思うのですけれども、これは公立でもなると、先ほど言ったところかということなのか。それも、この中に入っているのですか。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 今のご指摘のあった場所につきましては、民間事業所のほうの保育課で所管しております9か所分になりまして、その少し下のほう、児童福祉施設費のほうになりますけれども、市の公立の支援センターで行いますので、その分につきましては子育て支援課ということで、そこに予算計上しております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、この下側の施設費のほうは、これは公立ということなのですか。

では、民間の9か所というのは、もう当たりがついているというか、その状況というのはどうなのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 松本保育課長。

○保育課長（松本佳久君） 民間の9か所につきましては、その意向調査をしまして、実施をしたいという園が9か所でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、それがしたいというところに対してお金をつけていくという形なのですか。

○委員長（白石幹男君） 松本保育課長。

○保育課長（松本佳久君） さようでございます。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 75ページの赤ちゃん誕生祝金なのですけれども、最初の予定だと何人ぐらい予定していたのか。減額ということで、何人しか誕生しなかったのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） まず、今年度の当初では、第2子と第3子以降の子供に対して誕生祝金が支給されるものですが、第2子が340人、第3子以降が162人というふうに、それまでの傾向から試算させていただいて計上したところです。

実績、年度途中になりますけれども、現在の第2子につきましては218名、第3子以降につきましては126名、祝金のほう支給させていただいております。補正予算を計上した後も、まだ誕生される方いらっしゃいますので、補正予算上は多少多めに見まして、第2子につきましては248人、第3子以降につきましては146人と見積もって補正予算ということで減額補正しております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 子育て支援課長（神長利之君） 当初は、例えば第2子ですと340人見ていましたけれども、第2子が今現在216名支給しております。補正予算上は248名。340人から248名に減らしている。第3子以降は同様に162人から146人に減らして計算しているという形になります。
- 委員長（白石幹男君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） それに伴って、おしめの補助金も減ったということですよ。
- 委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。
- 子育て支援課長（神長利之君） このすすすくのほうの事業につきましては、減額した大きな理由は、おむつの入札を行いましたら、想定していた単価よりもかなり安くなったものですから、その差額分を減額補正させていただいております。
- 委員長（白石幹男君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） 同じところになるのですけれども、こういう表現は初めて見たのですが、保育所等性被害防止対策補助金、子育て支援課と、その後の保育課と分かれていますのですけれども、これは何か分かれさせる意味があるのでしょうか。
- 委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。
- 子育て支援課長（神長利之君） これは保育所等という表現されておりますので、対象となる事業所の違いで所管課を分けさせていただいております。ちなみに、子育て支援課のほうで該当してきたのは学童保育の事業所になります。
- 委員長（白石幹男君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） こども家庭センターができて、集めるとかいう話だったのですけれども、上のほうが学童で、下のほうが保育所ということなのでしょうけれども、そこというものは、これからは別々で行くという方向なのですか。
- 委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。
- 子育て支援課長（神長利之君） 保育園関係、認定こども園関係は保育課のままの所管になります。学童保育につきましては、課名が変わりまして子育て総務課、今、子育て支援課にありますけれども、子育て総務課というところの所管になります。
- 委員長（白石幹男君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） それは来年度からで、子育て総務課ということならば、こども家庭センターではないということなのですか。
- 委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。
- 子育て支援課長（神長利之君） こども家庭センターはこども家庭センターという名前の別の課になりますので、それとはまた別に、子育て総務課というところができる予定になっております。
- 委員長（白石幹男君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） 今度は79ページ、斎場費になると思うのですけれども、2番目、斎場再

整備事業費の部分で938万7,000円なのですけれども、隣の細節を見ると家屋購入費という形になっていて、購入するのかもしれないというイメージでいるのですけれども、ここの説明をお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 安塚斎場整備室長。

○環境課斎場整備室長（安塚欣也君） こちらにつきましては、1月に議員研究会でもちょっとご報告いたしましたが、斎場整備の整備費が確定をいたしまして、当初、予算上は見込みが多少多めに取って計上しておりましたので、確定したことにより減額という形になります。整備費についてです。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今回の整備の仕方というのはP F I でやったということですね。民間が造って、それを公が買うと。後々にサービス購入料という形で買うという。でも、初めの90%以上、95%は市が出す。すごく変則的なP F I だったのですけれども、というか、全然P F I の意味がないP F I だったのですけれども、その5%の部分を買うのではなくて、事業費が下がったということなのですか。どういうことなのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 安塚斎場整備室長。

○環境課斎場整備室長（安塚欣也君） 今年度の支払いにつきましては、サービス購入料、要は施設整備費にかかった約90%分と残りの10%分を令和20年度まで分割して平準化して支払うわけなのですが、その平準化した分の5年度分の支払いの額という形になります。当初見込みよりも、確定して、その分が不要となったことから補正をするものであります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） さっきの説明とはちょっと違うような気がしますけれども、5年の分、10月から始めて、この3年度までの払うということですよ。来年度の予算にもありましたけれども、ちょっと金額は覚えていないけれども、多分倍ぐらいするというもの。これはそういうものなのですか。

○委員長（白石幹男君） 安塚斎場整備室長。

○環境課斎場整備室長（安塚欣也君） すみません。説明不足で大変申し訳ございません。

施設整備費の90%分を一括して今年度に支払います。それと、残った約10%分を令和20年度までに15年間に分けて支払っていくもので、その分の5年度分という形になります。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、今度は81ページになるのですけれども、クリーンプラザの管理委託費ということで、1億円の減額、払わなくていいということです。ごみ処理が減ったから、その分を多分減額しているということだと思うのですけれども、これは1億円も下がるというのはすご

いことなのですけれども、今、何がクリーンプラザで起こっているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） こちらの減額の内訳なのですけれども、まず一つが、クリーンプラザのほうに搬入されるごみの量が想定よりも減っているということで減額をしているのですが、これが約5,240万5,000円です。搬入量の減の見込みが5,240万5,000円です。そのほかに、令和5年度分として基幹的設備改良工事に伴いまして、炉を止めて改良工事を行う際のごみの搬入ができない期間、他の市町あるいは民間業者にごみ処理を委託する必要があるということで、その分の委託料を今年度計上させていただいていました。その分が5,464万4,000円の金額なのですが、ただ、その工事を来年度、令和6年度に行うということで、今年度はその必要がなくなったということで、その分も補正減させていただいているものです。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これも説明が、うちは今炉が2つあって、1個ずつやりますよという説明を受けていたのですけれども、基幹的設備改良工事を行うに当たって、両方止めてやりますよとは聞いていなかったのですけれども、それは初めからそういう形だったのですか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） ちょっと説明不足ですみません。ごみクレーンというのがピットの上にあるのですが、これは1号の炉も2号の炉も、2つに1つのごみクレーンで投入をするというようなクレーンになるのですが、こちらの工事を予定しております。その期間、ごみクレーンが使えないということで、炉に投入できないということになります。しかも、ごみの搬入を受け入れると、中で攪拌できないものですから、どんどん落としたりとどんどん積もっていくと。整理をできないので、すぐあふれてしまうというような状況になってしまうものですから、その期間だけ、よそで処理をお願いするということになります。その期間のごみ処理委託料ということになります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ちなみにその期間というのはどのぐらいを見込んでいるのですか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 今のところ、10日から2週間ぐらいの予定になっております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度、歳入のほうになりますが、55ページ、民生費県補助金で、その中の2段目、3段目、地域医療介護総合確保、公募によりと、もう決まっているけれども、できないのでと。これは医療の何かをやったということなのですか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） こちら補助金の名前が地域医療というふうに書いてございますので、医療の係りかなと思われる内容になって誤解されるかと思いますが、今回のこの補助金等に関しましては、介護保険の認知症の高齢者のグループホーム等の補助金ということで、医療とは特に関係はございません。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ちなみに事業者はどこなのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 事業所につきましては、都賀のこすもすというグループホームになります。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（白石幹男君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 零時07分）

○委員長（白石幹男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 日程第18、議案第12号 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

白井保険年金課長。着座で説明してよろしいです。

○保険年金課長(白井 司君) ただいまご上程をいただきました議案第12号 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の13ページをお開きください。令和5年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,234万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億5,631万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、124ページ、125ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額1,050万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、職員の給料等について不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

続きまして、126、127ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、補正はありませんが、歳入における保険基盤安定繰入金等の減額に伴いまして、財源内訳が変更になるものであります。

128、129ページをお開きください。3款2項1目後期高齢者支援金等分につきましても補正はありませんが、歳入における保険基盤安定繰入金等の減額に伴いまして、財源内訳が変更になるものであります。

続きまして、130ページ、131ページをお開きください。3款3項1目一般被保険者介護納付金分につきましても、同様に歳入における保険基盤安定繰入金等の減額に伴いまして、財源内訳が変更になるものであります。

次に、132、133ページをお開きください。6款1項1目保険財政調整基金積立金、補正額1億2,184万円の減額であります。説明欄、保険財政調整基金積立金につきましては、前年度決算剰余金及び預金利子を保険財政調整基金に積み立てるため、12月に増額補正いたしましたが、保険基盤安定繰入金等の減額に伴い、保険財政調整基金への積立金を減額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。恐れ入ります。122、123ページにお戻りください。5款1項1目2節特別交付金、補正額45万4,000円の増額であります。説明欄、特定健康診査等負担金分、過年度分につきましては、令和4年度における特定健康診査及び特定保健指導に対する負担金でありまして、額の確定に伴い増額補正するものであります。

次に、7款1項1目1節保険基盤安定繰入金、補正額1億2,119万2,000円の減額であります。説

明欄、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては低所得者の保険税軽減分に対する繰入れでありまして、次の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては国保財政安定化を図るため、低所得者の人数に応じて繰り入れるものであります。それぞれ額の確定に伴いまして減額補正するものであります。

2節その他一般会計繰入金、補正額1,160万2,000円の減額であります。説明欄、人件費繰入金につきましては職員人件費の減額に伴い、一般会計からの人件費繰入金について減額補正するものであります。

次の未就学児均等割保険税繰入金につきましては、未就学児に対する均等割保険税軽減分に対する繰入れであります。額の確定に伴いまして減額補正するものであります。

次の産前産後保険税繰入金につきましては、本年1月から開始いたしました出産被保険者に対する産前産後国民健康保険税の軽減措置に対する繰入れでありまして、増額補正するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第19、議案第13号 令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） ただいまご上程いただきました議案第13号 令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の17ページをお開きください。令和5年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ604万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,289万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、146、147ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額350万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、職員の手当等について不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

続いて、148、149ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,373万7,000円の減額であります。説明欄、後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入する市の負担額が確定したため、不用額を減額補正するものであります。

次に、150、151ページをお開きください。4款2項1目他会計繰出金、補正額1,119万円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、令和4年度に一般会計より繰り入れた人件費繰入金等について、決算額の確定に伴い、一般会計に返還するため増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。144、145ページをお開きください。4款1項1目1節事務費繰入金、補正額350万円の減額であります。説明欄、人件費繰入金につきましては、職員人件費の減額に伴い、一般会計からの人件費繰入金を減額補正するものであります。

次の2目1節保険基盤安定繰入金、補正額1,373万7,000円の減額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定制度負担金額が確定したため、不用額を減額補正するものであります。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金、補正額1,119万円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、令和4年度の決算剰余金でありまして、決算額の確定に伴い増額補正するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願

いたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第13号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ただいま執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎発言の訂正

○委員長（白石幹男君） ここで執行部より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 午前中の審議の中で、議案第11号でございますが、内海委員から、一般会計の補正の歳入の55ページ、そちらのほうで、地域医療介護総合の交付金はどこの事業者であるかという質問がございました。そこで、私のほうで、都賀町のこすもすグループホームという回答を差し上げたのですが、私のほうの誤りでありまして、その業者につきましては、大平の高柳会グループホーム、大平町にある大平下病院が母体となるグループホームになりますので、そちらを訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君）　続きまして、日程第20、議案第14号　令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。着座のままで。

○高齢介護課長（寺内　均君）　着座にて失礼させていただきます。

ただいまご上程いただきました議案第14号　令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の21ページをお開き願います。令和5年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,920万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億1,061万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の166ページ、167ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の説明欄、職員人件費及び次の区市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、総務人事課の所管となりますが、人事異動に伴い人数が減となったため、職員の給与等、同負担金について不用額が見込まれるため補正するものであります。

続きまして、168ページ、169ページをお開きください。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費は、2,700万円の減額をするものであります。説明欄、地域密着型介護サービス給付費は、同一款内他の項目、介護予防サービス給付費及び介護予防住宅改修費及び介護予防サービス計画給付費に不足が見込まれるため、同一款内での調整を行い、地域密着型介護サービス給付費を減額補正するものであります。

続きまして、170ページ、171ページをお開きください。2款2項1目介護予防サービス給付費は、2,000万円を増額するものであります。説明欄、介護予防サービス給付費は、要支援の利用者が当初見込みを上回ることにより不足が見込まれるため、同一款内他項、地域密着型介護サービス給付費との調整を行い、増額補正をするものです。

2款2項6目介護予防住宅改修費は、500万円を増額するものであります。説明欄、介護予防住宅改修費は、要支援の方の住宅改修費に対する支給が当初見込みを上回ることにより不足が見込まれるため、同一款内他項の地域密着型サービス給付費との調整を行い、増額補正するものです。

2款2項7目介護予防サービス計画給付費は、200万円を増額するものであります。説明欄、介護予防サービス計画給付費はケアプラン作成に対する報酬が当初見込みを上回ることにより不足が

見込まれるため、同一款内他項の地域密着型サービス給付費との調整を行い、増額補正するものです。

続きまして、172ページ、173ページをお開きください。4款1項1目介護給付準備基金積立金は、2億263万8,000円を増額するものであります。説明欄、介護給付準備基金積立金は、介護給付準備基金積立金の額が当初見込みを上回ることから増額補正したいというものです。

174ページ、175ページをお開きください。5款1項2目介護予防・生活支援サービス給付費、介護予防支援事業費は、300万円の増額であります。説明欄、介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防ケアマネジメントの利用者が当初見込みを下回ったため、負担金を減額するものであります。

176ページ、177ページをお開きください。5款3項1目任意事業費は、475万9,000円の減額であります。説明欄、介護給付費等適正化事業費は、281万9,000円を減額するものです。介護給付費通知作成等による委託料が不要となったため減額するものであります。

5款3項1目任意事業費の説明欄2行目、在宅老人成年後見制度利用支援事業費は、成年後見等への報酬について、利用が当初見込みを下回ったため、扶助費を減額するものであります。

178ページ、179ページをお開きください。7款2項1目他会計支出金は、267万8,000円の減額であります。説明欄、一般会計支出金（地域包括ケア推進課）は、一般会計の補正予算の際に説明申し上げます、はつらつセンター業務委託料及び会計年度任用職員人件費の減額に伴い、重層的支援体制整備事業に係る一般会計への繰出金を減額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。162ページ、163ページをお開きください。4款2項1目調整交付金は15万円の減額であります。説明欄、総合事業は、総合事業の減額に伴い、国の調整交付金を減額するものであります。

4款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、60万円の減額であります。説明欄、現年度分は、総合事業の減額に伴い国の交付金を減額するものであります。

4款2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、182万2,000円の減額であります。説明欄、現年度分は、地域支援事業の任意事業の減額に伴い、国の交付金を減額するものであります。

5款1項2目地域支援事業支援交付金は、189万円の減額であります。説明欄、現年度分は、総合事業の減額に伴い、社会保険診療報酬支払基金の交付金を減額するものであります。

6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、37万5,000円の減額であります。説明欄、現年度分は、総合事業の減額に伴い、県の交付金を減額するものであります。

6款3項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、91万6,000円の減額であります。説明欄、現年度分は、地域支援事業の任意事業の減額に伴い、県の交付金を減額するものであります。

9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、37万5,000円の減額であります。説明欄、現年度分は、総合事業の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

9款1項3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、91万6,000円の減額であります。説明欄、現年度分は、地域支援事業の任意事業の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

9款1項4目その他一般会計繰入金の説明欄、職員給与費等繰入金は5,300万円を減額するものであります。説明欄、職員給与費等繰入金は、職員給与の減額に伴い、職員給与等の繰入金を減額補正したいというものであります。

続きまして、164ページ、165ページをお開きください。10款1項1目繰越金の説明欄、前年度繰越金は1億9,925万5,000円を増額するものであります。前年度繰越金が見込みより増額となるため増額補正したいというものであります。

以上をもちまして、令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 173ページ、基金の積立てということで、2億円以上積み立てると。まず初めに、基金自体は今、これを積み立てた額は幾らか。積み立てる前は幾らでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 基金を積み立てる前でございますが、8億1,727万3,387円でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この基金というものは、この3年間で積み上がった額ということ。8億円だから、これは2億円を足して10億円を3年間で積み上げてしまったということでよろしいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 厳密に言いますと、その前、4年前からの繰越し、積立てもありま

すので、3年間で10億円という形にはなりません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○高齢介護課長（寺内 均君） 3年間で10億円ということですが、それではなくて、第7期計画の最後の積立金の残額が4億6,000万円ありますので、それを合計しますと10億円ということで、6億円ぐらいの増額という形になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度、165ページの前年度繰越金ということで、結局使わなかったから繰り越されてきたと。これも2億円あるという形でよろしいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） こちらの前年度繰越金については、今回の令和6年度の事業、歳出に充てているものでございます。

○委員長（白石幹男君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 今回の補正予算で歳出が増える部分のところがございまして、そのこの財源に充てている歳入という部分のところになります。そういうもろもろのものの残余金の部分のところが、最終的に2億何がし余って、それが積立金として積み立てられるという形になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すみません。この1億9,900万円というものは繰越金ということなので、前年度からの繰越しですよ。だから、令和4年度の繰越しが1億9,900万円ということではない。

○委員長（白石幹男君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 今残っているところの繰越しがこの額で、何回か補正を当然行ってくるころの財源にも、その繰越しというものは充てていますので、今回が3月補正ですから、最後の繰越金のところでここに繰越金を充てて、精算した上で2億円を積立金のほうに回すという、そういう形になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） お金があるという状況なので、先ほどもありましたけれども、協議会の中で保険料は決めていくのだということらしいですけれども、国保のほうは一般のほうから公募とかもやっているけれども、介護保険のほうは議会に説明がないというのはこれは。

では、単純にいきます。下げられるとかという、そういうふうには考えられないものなのではないでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 3年に1度なので、その審議会を経て、3年に1度、第9期計画が来年度から始まりますので、来年度の保険料につきましては、この10億円残る基金の中から7億円

を投入して、71円ほど、月額ですが、前年度より保険料の基準額は下げたという状況にはなっております。

○委員長（白石幹男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第14号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第21、議案第15号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（江面健太郎君） ただいまご上程いただきました議案第15号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の25ページをお開きください。令和5年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,755万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、192ページ、193ページをお開きください。1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は、140万円の減額であります。説明欄の介護予防ケアマネジメント委託費は、居宅介護支援事業所へ支払う介護予防ケアマネジメント委託料が当初見込みを

下回ったため減額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、190ページ、191ページをお開きください。1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費収入は140万円の減額であります。歳出の委託費の減額に対応し、事業費収入を減額するものであります。

以上をもちまして、令和5年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第15号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ただいま執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第22、認定第1号 令和5年度佐野地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

福田環境課長。座ったままで結構です。

○環境課長（福田欽也君） ありがとうございます。

それでは、ただいまご上程いただきました認定第1号 令和5年度佐野地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

なお、これ以降は、佐野地区衛生施設組合を当該組合と称させていただきます。

説明資料は、議案書令和5年度当該組合の一般会計歳入歳出決算書、当該組合の決算に関する説明書、当該組合決算審査意見書となります。

初めに、議案書からご説明いたします。議案書を御覧いただきたいと思いますが、令和5年度佐野地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

当該組合は、令和5年6月30日をもって解散しており、打ち切り決算となっております。こちらは、当該組合を構成しておりました栃木市、佐野市がそれぞれの議会におきまして、地方自治法の規定により決算の認定を受けるものでございます。

続きまして、決算の内容についてご説明を申し上げますので、令和5年度当該組合決算書を御覧ください。1ページ、2ページを御覧ください。歳入でございますが、収入済額合計につきましては2億716万478円でありまして、予算に対する収入率は99.9%でございます。不納欠損はございません。収入未済額19万4,914円となります。この収入未済額につきましては、事務を承継しました佐野市が回収を行いましたことを申し添えます。

3ページ、4ページを御覧ください。歳出でございます。支出済額合計につきましては1億5,179万209円でありまして、予算に対する執行率は73.2%であり、不用額が5,561万4,791円でございます。この不用額は、令和5年3月議会でご審議をいただいた後、令和5年5月18日付、両市で締結いたしました事務の承継に関する協議書に基づきまして、この決算の認定をいただいた後、負担割合に応じて事務承継市である佐野市から精算されることとなります。

次に、6ページから16ページにかけましては事項別明細書となっております。この事項別明細書の主な内容につきましてご説明をいたします。歳入につきましてご説明をいたしますので、6ページ、7ページを御覧いただきたいと思いますが、1款負担金につきましては、当該組合を構成する両市の分担金で、調定額、収入額ともに同額の1億5,728万9,000円でございます。

3款財産収入につきましては、財政調整基金の利子であります。

6款諸収入については、自動販売機設置料、佐野斎場売店の電話料負担金、9ページにあるのですが、私用電気電話料等とありますのは、佐野斎場売店の電気使用料であります。調定額の合計が35万8,993円、収入済額が16万4,079円、収入未済額が19万4,914円ありますが、この収入未済額につきましては、先ほどご説明したとおり事務を承継しました佐野市のほうが回収を行っております。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。10ページ、11ページを御覧いただきたいと思
います。1 款議会費につきましては、支出済額が1万5,332円で、議員の人件費であります。

2 款総務費、1 項総務管理費は、支出済額が5,107万9,883円でありまして、佐野市から組合へ派
遣している職員2名と組合採用職員2名の人件費、栃木県市町村総合事務組合の負担金、衛生セン
ターと佐野斎場の財政調整基金積立金が主なものであります。

3 款衛生費、1 項し尿処理費につきましては、支出済額が5,862万8,672円であります。衛生セン
ターの維持管理運営費、地元対策として設置した公園の樹木害虫消毒作業、し尿の終末処理を行う
ための処理費が主なものとなっております。

12ページ、13ページを御覧いただきたいと思えます。2 項火葬場費につきましては、佐野斎場及
び葛生斎場の指定管理事業が主なものとなっております。

次の4 款予備費につきましては支出はございませんでした。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと思えます。実質収支に関する調書でございまして、
ただいまご説明いたしました決算の歳入歳出額及び歳入歳出差引額と同額の金額が本調書に記載さ
れております。当該組合解散に伴う打ち切り決算であるため、翌年度への繰り越すべき財源がない
ことから、実質収支額と形式収支額でございまして歳入歳出差引額は同額となります。

続きまして、15ページ、16ページを御覧ください。財産に関する調書でございまして、1、公有財
産及び2、物品につきましては、一覧表のとおりでございまして。

3 の基金であります。佐野地区衛生センター財政調整基金の決算年度末現在高は6,935万
2,000円、当該組合佐野斎場財政調整基金の決算年度末現在高は2,522万6,000円となっております。

続きまして、令和5年度当該組合一般会計決算の審査意見書というものを御覧いただきたいと思
います。当該組合一般会計決算につきまして、決算審査を受けておりまして、令和6年2月8日付
で、栃木市監査委員より意見書をいただいております。

この意見書の2 ページを御覧いただきたいと思えます。決算審査結果が2 点触れられております。
1 点目といたしまして、予算の執行状況は適正であると認められたこと。2 点目といたしまして、
財産に関する調書は、組合解散時における現在高を明確に表示し、計数はいずれも正確であると認
められたことの結果を受けてございます。

審査結果以外の意見書の詳細につきましては、大変申し訳ございませんが、時間の都合上、割愛
させていただきます。

この決算で5,537万269円の不用額が発生いたしました。佐野市のほうで計算を行いまして、そ
の結果に対して、さきの議会で議決いただきました割合で案分いたしました財政調整基金、これか
ら財産処分精算金を加えまして、最終的には栃木市に7,110万7,573円が戻る見込みということにな
っております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第1号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ただいま執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第23、陳情第2号 新型コロナワクチンの副反応報告の件数、予防接種健康被害救済制度の周知徹底、申請、認定件数の公表を求めることに関する陳情を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

村上書記。

〔書記朗読〕

○委員長（白石幹男君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見がありましたらご発言願います。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 私は不採択の立場であります。過日の常任委員研究会においては、市当局として対応ができるという確認をすることができました。そして、今日現在、もう既にホームページでも公表されているという状況であります。したがって、陳情の趣旨、陳情者の願意は果たされていると考えますので、不採択とすべきと思います。

○委員長（白石幹男君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ほかにご意見がないようですので、ただいまから陳情第2号について採決いたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私、これ採択すべきだろうと思うのですけれども、採択したって結果は同じことなので、そういう場合というものは採択しなくてもいいということなのですか。採択すべきだと思うので。分かりました。

○委員長（白石幹男君） ただいまから陳情第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○委員長（白石幹男君） 賛成少数であります。

したがって、陳情第2号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第24、陳情第3号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

村上書記。

〔書記朗読〕

○委員長（白石幹男君） これより審査に入ります。

なお、各委員の発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見がありましたらご発言願います。

川田副委員長。

○副委員長（川田俊介君） すみません。私はこの陳情第3号について反対の立場で意見を申し上げ

たいと思います。不採択です。

今、パンデミック発生の際にWHOをはじめとした国際的枠組みの中で、国の対応等について議論している内容を国民に分かりやすく周知するよう意見をせよとの内容ですが、現在、日本政府において新型コロナウイルスが蔓延した際の経験を基に、今後起こり得るパンデミック等に対し、政府としての対応を検討している途中です。また、国際社会が一丸となって封じ込める仕組みが議論されている真っ最中でございます。WHOにおける議論の過程については、外交交渉に関わるものもあり、市議会からの意見書提出という形はなじまないと思いますので、私は本陳情に反対の立場で意見したいと思います。

○委員長（白石幹男君） ほかにご発言ありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私は、この条約、進んでいるというのは知ってはいるのですが、内容について、不勉強といえば不勉強で、申し訳ないのですが、いい面もあれば、悪い面もあり、今のところ判断しかねるというか、またどうなるかというのも、方向性もまだ決まっていないので、今回の議会では継続審査を望みます。

○委員長（白石幹男君） ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ただいま継続審査を求める意見も出されましたので、継続審査とすることについて、まず採決いたします。

本陳情を継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○委員長（白石幹男君） 起立少数であります。

したがって、陳情第3号は継続審査としない。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立なし〕

○委員長（白石幹男君） 起立なしであります。

したがって、陳情第3号は不採択すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（白石幹男君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 2時00分）